

6. 事業内容	(活動詳細については、別添を参照のこと) 本事業では、以下の SDG ターゲットへの貢献を目指す。 ➤ <u>目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わせる</u> ◆ 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 ➤ <u>目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</u> ◆ 2.2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 ➤ <u>目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</u> ◆ 3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。 ◆ 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下までに減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 ◆ 3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 ◆ 3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。 ◆ 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 ➤ <u>目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</u> ◆ 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働き甲斐のある人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ◆ 4.5 2030 年間までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 ➤ <u>目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう</u> ◆ 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 ◆ 5.3 未成年の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あら
---------	---

	ゆる有害な慣行を撤廃する。 ➤ <u>目標 6. すべての人々の水と衛生利用可能性と持続可能な管理を確保する</u> ◆ 6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 ◆ 6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 また、本事業は「T I C A D V Iにおける我が国取組」の内、以下の項目に合致する。 1. <u>II 強靱な保健システム促進 - “Resilient Africa” -</u> ➤ 全ての人が保健サービスに享受出来るアフリカへ（アフリカにおける UHC 推進） 基礎的保健サービスにアクセス出来る人数の増加 【成果 1】対象地域の郡・村落における妊産婦・新生児ケアサービスへのアクセスが向上する。 <u>1) 対象地域の保健施設の改善を行う（本項の活動番号はすべて事業 1 年次提出時点の番号を記載している）</u> (1.1.1) 産科棟の 1 カ所での建設、太陽光発電を活用した水供給システム 1 カ所、焼却炉 1 カ所と胎盤処理施設 1 カ所の設置を行う (1.1.3) 3 カ所の保健センターに産科・新生児ケアに関する機材や備品を供与する 太陽光発電を活用した水供給システムの建設を 3 年間の計画より追加した。これは事業 2 年次にて通常の手押しポンプを使った浅井戸を建設予定だったが、掘削地点から保健センターまで距離があることが確認されたため、ポンプ式の水供給システムが必要であることが判明した。よって、2 年次は掘削のみを行い、3 年次にはソーラーパネルおよびポンプを設置し、ソーラーパネルから得られる電力を利用して水を汲み上げる方式の水供給システムを設置する。 ※システムの設置においては、全工程を一括して一業者に発注するのではなく、ワールド・ビジョンがソーラーパネルを含むポンプシステムなど部品の調達を行い、実際の工事は地域の職人に委託する。 ※「(1.1.2) 4 カ所の保健センターに母子救命医薬品と備品を供給する」活動は、ニーズの確認を再度行ったところ、政府による提供が予定されていることが分かったため、3 年次には支援を行わないことにした。 <u>2) コミュニティの妊産婦・新生児のケアサービスへのアクセスを改善する</u> (1.2.1) 62 のコミュニティの緊急産科搬送グループを強化する 【成果 2】対象地域の郡・村落の保健施設の妊産婦・新生児ケアサービスの質が向上する。 <u>1) 郡・村落レベルの保健スタッフの妊産婦・新生児ケアに関する知識・技術を向上させる</u>
--	--

	(2.1.1) 保健センターと郡病院の助産師、看護師に対し、妊産婦・新生児ケア (BEmONC (基礎的緊急産科・新生児ケア)、Respectful Maternity Care (妊産婦を思いやるケアサービス)) に関する座学の研修を行う。 (2.1.3) 担当の保健スタッフに対して母子感染予防サービスに関する座学の研修を行う。 <u>2) 保健施設のモニタリング・管理体制を強化する</u> (2.2.1) WV (ワールド・ビジョン) スタッフと郡保健スタッフ、保健センタースタッフによる共同サポーター・スーパービジョンを実施する。また、専門家によるモニタリングを実施する (Ethiopian Kaizen Institute (EKI) の専門家による定期的なモニタリング。日本人 KAIZEN 専門家による、対象 7 施設のモニタリングと EKI の専門家へのアドバイス提供。日本人助産師専門家による、研修を受けた助産師によるケアが適切に行われているかのモニタリング。) (2.2.2) 郡保健事務所および保健センターの備品管理システムを改善する (2.2.4) レビューミーティングで郡保健事務所のモニタリング・システムの管理能力を向上させる <u>3) 郡保健事務所および保健センターが、エビデンスに基づき、妊産婦・新生児ケアサービスの質の向上に取り組むようになる</u> (2.3.4) データの管理方法の強化と事例の共有を行う (2.3.5) 事業の最終評価を実施する 【成果 3】対象地域の住民自身が妊産婦・新生児に関わるケアを実践できるようになる <u>1) 保健スタッフや保健開発員、コミュニティ・リーダーの妊産婦・新生児ケアに関する知識・技術の改善を行う</u> (3.1.1) 文化的背景に配慮した BCC (Behavior Change Communication-行動変容コミュニケーション) 教材を作成する (3.1.5) コミュニティ・リーダーと宗教リーダーを対象とした妊産婦と新生児の健康に関するワークショップを行う <u>2) 地域住民の妊産婦・新生児ケアに関する知識と技術が向上する</u> (3.2.1) HDA による妊産婦に対する戸別カウンセリングの強化を行う (3.2.2) 妊産婦の親族に対して妊産婦・新生児の問題に関する行動変容を促す対話セッションを行う (3.2.3) 男性同士の対話セッションを通し、適切な妊娠年齢、妊娠間隔調整への理解を促す (3.2.4) 母子感染予防のためのコミュニティ・サポートグループを作り定期的なミーティングを行う ■事業実施により裨益すると予想される人数 (事業三年間) 合計直接受益者数：約 90,000 人 直接受益者：対象 5 郡に住み 3 年間で妊産婦になると見られる女性：約 45,000 人、同地で 3 年間に生まれる見込みの新生児約 45,000 人、支援対象地域の保健スタッフ：助産師約 100 人、準医師 55 人、看護師約 300 人、保健普及員約 100 人 間接受益者：約 1,500,000 人 (対象 5 郡の地域住民)
--	---

7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	<u>①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果）</u> （内容は2017年9月8日現在） 【成果1】対象地域の郡・村落における妊産婦・新生児ケアサービスへのアクセスが向上する。 1年次に産科棟の建設（2件）、雨水利用システムの設置（2件）、浅井戸による水供給システムの設置（3件）、ソーラーパネルの設置（2件）と妊産婦用トイレ・シャワー室の設置（1件）を行った。また14の保健センターに母子救命医薬品と備品の支援とコミュニティでの緊急参加搬送グループの設置（91グループ）を行った。保健施設の整備やアクセスの改善支援を行うことで、保健センターにて適切な妊産婦・新生児ケアサービスの提供が行われるようになり、産前検診および施設での出産件数が増えているとの報告を受けている。 【成果2】対象地域の郡・村落の保健施設の妊産婦・新生児ケアサービスの質が向上する。 1年次には、16名にBEmONC研修妊産婦・新生児ケア（BEmONC（基礎的緊急産科・新生児ケア）、Respectful Maternity Care（妊産婦を思いやるケアサービス））と18名にOJTトレーナー研修を実施した。またデラ郡にて4つの保健センターでヶ月間のOJT研修を行った。さらに管理者への備品管理（49名）、マネジメント研修（44名）も行った。これらの能力強化研修によって、保健センターの保健スタッフが、自信を持って適切な基礎的産科・新生児ケアを行うことができるようになっており、上位保健施設への緊急搬送のケース数も減少してきている。 【成果3】対象地域の住民自身が妊産婦・新生児に関わるケアを実践できるようになる。 1年次には、コミュニティのリーダーや宗教リーダー（35名）に妊産婦と新生児ケアに関しての正しい知識とコミュニケーション手法の研修を行った。また、コミュニティで啓発活動を行う保健スタッフ35名に対して、義母や男性へのコミュニケーション手法や対話セッションの運営方法の研修を実施した。対話セッションは定期的に行われており、啓発によって地域の妊産婦の保健施設利用の増加が見込まれている。また1年次に作成し、配布した「妊娠時危険サイン・リーフレット」は保健センターでの産前検診の際に妊婦に配布されており、妊産婦の出産の準備において役立てられている。 <u>②これまでの事業を通じての課題・問題点</u> ● 現地での治安情勢が安定していない。事業計画作成時から事業開始までの間に地域政府の計画に変更があった。これにより、胎盤処理施設と焼却炉の建設地の保健センターを郡保健事務所の要請に従い変更した。（別途、9月6日付事業変更報告にて報告済。） <u>③上記②に対する今後の対応策</u> ● 治安情勢については、今後も在エチオピア大使館や現地ワールド・ビジョン事務所と密に連携をとる。現場出張については、事前に治安情報を収集し、安全対策に細心の留意をした上でこれを行う。 ● 今後もカウンターパートとの連携を緊密に行い、計画の変更が無い
--------------------------------	---

	ように努めると共に、変更の際には速やかに情報を取得できるようにする。 ④持続可能な開発目標（SDGs）」の該当目標に対する成果 本事業は、SDG 目標 1～7 と 17 への寄与を目指しているが、現段階では保健施設の改善と保健スタッフへの研修を行ったことで、下記の様に SDG に貢献できたといえる。 ● 目標 3（健康的な生活の確保）：保健施設の整備による基礎的サービスへのアクセスの改善、保健スタッフへの技術研修にてサービスの質の改善 ● 目標 4（質の高い教育）：保健センターのスタッフへの研修を多数の研修実績のあるゴンダール大学にて実施。 ● 目標 5（ジェンダー平等）：保健人材の大多数が男性のため本事業では助産師への研修に女性を多く選定。 ● 目標 6（水衛生）：保健センターでの浅井戸の建設による保健センターで使用する安全な水の確保。 ⑤T I C A D VIにおける我が国取組への寄与 1. 該当箇所 <u>II 強靱な保健システム促進 - “Resilient Africa” -</u> ➤ 全ての人が保健サービスに享受出来るアフリカへ（アフリカにおける UHC 推進） 基礎的保健サービスにアクセス出来る人数が約 9,300 人増加した。 2. 算出方法 対象 5 郡に住み 3 年間で妊産婦になると見られる女性および生まれる見込みの新生児：約 90,000 人。 事業 1 年次にて事業対象 45 保健センター中、14 保健センターにて通常分娩、基礎的緊急産科ケア、新生児ケアを行なうための設備を整備した。 そのため下記の計算より約 9,300 人とした。 $(90,000/3/45) \times 14 \div 9,333$
8. 期待される成果と成果を測る指標	■事業により期待される成果 【成果 1】対象地域の郡・村落における妊産婦・新生児ケアサービスへのアクセスが向上する。 ➤ SDG1.4：基礎的サービスへのアクセス、SDG3.7、3.8：性と生殖に関する保健サービスの利用可能性、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジへのアクセス、SDG6.1、6.2：水と衛生利用可能性 ● 通常分娩、基礎的緊急産科ケア、新生児ケアを行うための設備が対象地の保健施設で整備される 3 年目：産科棟の建設：1 件 太陽光発電を活用した水供給システム：1 件 焼却炉：1 件 胎盤処理施設の設置：1 件 ● 上記サービスを行うための産科・新生児ケアに関する機材や備品が対象地の保健施設に整備される 3 年目：3 保健センター

- 事業対象村落で緊急参加搬送グループが設置され、強化される
3年目：62グループの強化

【成果2】対象地域の郡・村落の保健施設の妊産婦・新生児ケアサービスの質が向上する。

- SDG3.1、3.2 妊産婦と新生児死亡率の削減、3.3 エイズ・マラリア予防、4.4、4.5 必要な技能を備えた人員の増加、教育におけるジェンダー格差の撤廃、5.1 女性への差別撤廃、

- 対象地の保健スタッフが、基準で求められている通常分娩と緊急産科ケアについての知識を有するようになる
3年目：20名

- 対象地の保健スタッフが適切な備品管理を行えるようになる
3年目：20名（スーパービジョンを通して研修を受けるスタッフ）

【成果3】対象地域の住民自身が妊産婦・新生児に関わるケアを実践できるようになる

- SDG2.2：5歳未満の子どもの発育阻害、妊婦・授乳婦の栄養改善、SDG5.1、5.3 女性への差別、未成年の結婚、女性器切除の撤廃

- 妊婦が妊娠期間中に産前健診を受ける割合が、ベースラインより15%増加する
3年目：ベースラインより15%増加

- 定期的に鉄・葉酸剤、ヨウ素添加塩を摂取する妊婦の割合が、事業開始時期より15%増加する
3年目：ベースラインより15%増加

- 妊産婦が、妊娠期間中における危険サインと新生児の危険サインを知っている
3年目：ベースラインより15%増加

■事業終了後の持続性：

①本事業で改修、建設された施設、搬入・設置された全ての機材や備品は各保健施設に移譲し、アムハラ州保健省または郡の保健機関の監督責任のもとで維持管理が行われるよう、事業開始時および終了時に施設運営や維持管理の責任の項目を含めた覚書を郡保健事務所と交わす。これには、施設に不具合が生じた際には郡保健事務所が責任を持って修復する旨定めている。さらに、定期的に2年に一度のメンテナンス、5年に一度の改修を郡保健事務所の責任で行なうよう明記し、郡保健事務所が自らの責務として維持管理していく体制について協議・合意する。

②事業では、現地保健スタッフに対し、TOT形式の研修を行う。TOTは研修生自身が下位の保健スタッフに研修を行うことを通して、研修生自身の技術や能力の向上、またコミュニケーション能力の強化も目指す。これらを通し、現地保健スタッフが、事業の終了後も下位の保健スタッフをチームとしてまとめ育てていくリーダーとして育成されることを目指す。

している。

③受益者自身が地域の妊産婦と新生児の置かれている状況を理解し、問題意識を持ち、改善に取り組んでもらうため、意識変化や行動変容を促進するための啓発活動を行う。また、地域のコミュニティ・リーダー、宗教リーダー、HDAに地域の変革の担い手として事業に参加してもらうことで、事業終了後も自分たち自身で啓発活動を継続して地域住民の保健サービス利用の増加を呼びかける。

④郡・村落の保健スタッフで構成する「サポーターズ・スーパービジョン・システム」を強化することで、事業終了後も各レベルの妊産婦・新生児ケアのサービスの質向上や改修および供与した施設、機材や備品の使用や維持管理状況が定期的にモニタリングされ、改善のためのアドバイスや指導が行われる体制を整備する。

⑤事業予定地では2006年より、WVの自己資金で17年計画の総合的な地域開発プログラム（ADP—保健、教育、人材育成/所得向上）を行っている。そのため本事業終了後もWVが、本事業の効果が継続及びさらに広く浸透し、妊産婦と新生児の健康改善が対象地域で確実に進んでいるか、各ADPにおいて定期的にモニタリングしていく。

⑥上記ADPのモニタリングの中で、さらに支援が必要と認められた場合は、ADPが持続性や自立性に配慮した補完的な支援を行うとともに、州保健省・郡保健事務所と継続的なフォローアップについて交渉と協議を行う。この協議を通して、ADPは地域のカウンターパートに本事業の評価や成功事例を共有し、事業の効果持続のためのカウンターパートの自主的な行動を促すアドボカシーを行う。